

再生可能エネルギーに関する条例・特区制度

1. 条例に基づく地域ビジネス支援策一覧

再生可能エネルギーの促進関連条例においては、共通項として、自治体が再生可能エネルギー導入を促進する旨が制定されている。自治体によっては、地域のビジネス支援策が条例に記載されているものもあり、表 1 に示した 6 つの支援策が挙げられる。

表 1 地域ビジネス支援策

	地域ビジネス支援策の概要	運用状況
固定資産税免除	発電設備等に課する固定資産税分を免除する。	運用状況は不明。 条例ではないが、関連条例等で固定資産税の減免を実施している地域もある。 ・「豊田市版環境税・再生可能エネルギー発電設備減税」（愛知県豊田市）では固定資産税を一部減免。 ・「小田原市再生可能エネルギー事業奨励金」では固定資産税分を奨励金の形で返還。（神奈川県小田原市） ・宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例に基づき「小規模事業用太陽光発電設備課税免除制度」で固定資産税を免除。 （兵庫県宝塚市）
基金による貸付	再生可能エネルギー事業を推進するため、貸付金の財源として基金を設置する。	運用状況は不明。 条例で基金による貸付が明文化されているのは飯田市のみであるが、宝塚市は関連条例で基金設置を制定した。 （土佐清水市に関しては、基金を設置しているが、これは市で行っている発電事業の売電収入をプールするための基金であり、再生可能エネルギー事業への貸付は行っていない。）
関連産業の振興	再生可能エネルギーに関連する産業の振興のため、自治体が支援を行う。	運用状況は不明。 大阪市は廃棄物バイオマスの積極促進を条例で制定し、大阪市下水処理上消化ガス発電事業者を公募。
連携の推進等	自治体が、再生可能エネルギー等の活用に関して、国・他の地方公共団体（近隣自治体）・大学・研究機関・市民・再生可能エネルギー事業者・事業者・民間非営利活動法人その他の関係機関と連携・協力を図る。	条例制定の結果による連携事例は不明。 多くの条例で制定されており、官民連携等も行われている。
事業の認定	再生可能エネルギー事業であって、要件を満たすものを認定する。	再エネ事業を認定し、自治体からの支援が受けられる地域がある。 ・「地域公共再生可能エネルギー活用事業」として 9 件を認定。認定事業には公的信用力の付与等、市の支援が受けられる。（長野県飯田市）。 ・「市民参加型再生可能エネルギー事業」を認定。件数は不明。（神奈川県小田原市）
表彰	再生可能エネルギーの導入等の促進に功績があったものを表彰する。	大阪府大阪市・群馬県北群馬郡榛東村では表彰例がある。

表 2 条例に基づく地域ビジネス支援策一覧（施行開始年月順）

<凡例> ○：促進条例において制定。 △：促進条例には記載がないが、関連条例等により制定。 空欄：記載なし。

再生可能エネルギー促進条例	固定資産税免除	基金による貸付	関連産業の振興・積極的推進策	連携の推進等	事業の認定	表彰
(1) 日南町再生可能エネルギー利用促進条例						
(2) 大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例			○	○		
(3) 榛東村自然エネルギーの推進等に関する条例	○		○			○
(4) 鎌倉市省エネルギー推進及び再生可能エネルギー導入促進に関する条例						○
(5) 唐津市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する条例			○	○		
(6) 湖南省地域自然エネルギー基本条例				○		
(7) 新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例				○		
(8) 土佐清水市再生可能エネルギー基本条例		△ (土佐清水市再生可能エネルギー事業基金条例)		○		
(9) 飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例		○	○		○	
(10) 東神楽町再生可能エネルギー推進条例	○					
(11) 洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例						
(12) 中之条町再生可能エネルギー推進条例				○		
(13) 多治見市再生可能エネルギー普及を促進する条例				○		
(14) 設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例				○		
(15) 飯島町地域自然エネルギー基本条例				○		

再生可能エネルギー促進条例	固定資産税免除	基金による貸付	関連産業の振興・積極的推進策	連携の推進等	事業の認定	表彰
(16) 豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例	△ (豊田市版環境減税・再生可能エネルギー発電設備減税 ※一部免除)		○			
(17) 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例	△ (小田原市再生可能エネルギー事業奨励金)		○		○	
(18) 神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例			○	○		○
(19) 芦別市再生可能エネルギー利用促進条例				○		
(20) 八丈町地域再生可能エネルギー基本条例				○		
(21) 宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例	△ (小規模事業用太陽光発電設備課税免除制度)	△ (宝塚市再生可能エネルギー基金)		○		
(22) 大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例			○			
(23) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例	△(府民税の均等割の課税免除・不動産取得税の課税免除・認定自立型再エネ計画実行者への事業税の減免について制定あり)			○		○

2. 条例に基づく地域ビジネス支援の詳細（施行開始年月順）

促進条例における「地域ビジネス支援」「行政の役割」「事業者の役割」に関する条文の関連個所を抜粋し、概要を整理した。概要は、条例の「制定の経緯」「条例による地域ビジネス支援」「条例策定後の動向」「関連動向」をまとめた。

(1) 日南町再生可能エネルギー利用促進条例

自治体名	鳥取県日野郡日南町
施行開始	2012年1月
概要	<p><制定の背景> 平成14年度「日南町地域新エネルギービジョン」制定。 平成18年度「日南町環境基本条例」制定。 平成20年度「日南町環境基本計画」制定。</p> <p><条例による地域ビジネス支援> なし。</p> <p><条例策定後の動向> (1) 鳥取県自治体初の太陽光発電所運営となる日南町石見東太陽光発電所が完成（2012年12月）。 (2) （本条例の理念に基づいた）小水力発電所改良工事のための公募型プロポーザールを実施、新石見小水力発電所が完成（2015年9月発電開始）。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	なし
行政の役割に関する条文	<p>(町の責務) 第3条 町は、環境の保全及び低炭素社会の構築と経済活性化に向け、次のことに率先して取り組むものとする。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー導入に係る事業啓発とその促進 (2) 再生可能エネルギーの導入に向けての町民への必要な支援 (3) 産学連携で行われる再生可能エネルギーの研究開発等への支援 (4) 前3号のほか再生可能エネルギー導入に向けて必要と認める施策</p>
事業者の役割に関する条文	なし
条例 URL	http://lg.joureikun.jp/nichinan_town/act/frame/frame110000494.htm
参考 URL : ニュースリリース等	<p>鳥取県地球温暖化防止活動推進センター「日南町」 http://ecoft.org/shicyouson/nichinan.pdf 全国小水力利用推進協議会 http://j-water.org/news3/page/14/ 鳥取県日南町 http://www.town.nichinan.lg.jp/p/1/15/7/7/23/</p>

(2) 大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例

自治体名	大阪府大阪市
施行開始	2012年4月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 積極的推進策（バイオマスの積極的な導入推進）</p> <p>(2) 連携の推進等</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>(1) 大阪市下水処理場消化ガス発電事業を募集し、優先交渉者決定(2014年10月)。 →大阪市と民間企業3社（大阪ガス子会社のOGCTS（大阪市）、月島機械、月島テクノメンテサービス）が2015年5月に事業契約を締結。 2017年4月から発電事業の運営を開始する予定（約2,580万kWh/年）。 事業効果として大阪市収益は約3.3億円/年(土地占用料を含む・税抜)を見込む。</p> <p>(2) 中小規模事業者の支援のため、「省エネ・省CO2対策の指針—中小規模事業者におけるコスト削減に向けて—」を作成（2014年7月）。</p> <p>(3) 池田泉州銀行と環境・エネルギー分野における連携協定を締結（2014年1月）。</p> <p>(4) 金融機関と環境・エネルギー施策推進を連携（関西アーバン銀行、大阪信用金庫）、関連基金（大阪市環境創造基金条例）への寄付を受け、両金融機関に感謝状を贈る（表彰）。（2014年4月・11月）</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(再生可能エネルギーの導入)</p> <p>第7条</p> <p>3 本市は、<u>廃棄物に含まれるバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）</u>を利用した発電等を積極的に推進するなど、自ら優先的に再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、事業者及び市民による再生可能エネルギーの導入を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>4 本市は、<u>事業者及び市民が大学、研究機関等と連携して行う再生可能エネルギーの導入の促進に資する技術等の研究、開発等を支援するよう努めるものとする</u></p> <p>(地域連携等の推進)</p> <p>第15条 本市は、低炭素社会の構築に向け、<u>近隣自治体と連携して、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>
行政の役割に関する条文	<p>(本市の責務)</p> <p>第3条 本市は、低炭素社会の構築に向けて、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の方法（以下「再生可能エネルギーの導入等」という。）による温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>2 本市は、自らの事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 本市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が行う再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等を推進するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 本市は、前3項に定める責務を積極的に果たすことを通じて、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量の削減を図るものとする。</p> <p>第8条3 本市は、事業者及び市民によるエネルギーの使用の合理化に資する製品の優先的な使用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(公共交通機関の利用等)</p> <p>2 本市は、事業者及び市民による公共交通機関の利用又は徒歩による移動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(エネルギーの使用の合理化に資する自動車等の使用等)</p> <p>3 本市は、事業者及び市民によるエネルギーの使用の合理化に資する自動車等の使用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(廃棄物の発生の抑制等)</p> <p>2 本市は、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用を推進するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(教育及び学習の推進)</p> <p>2 本市は、事業者及び市民が再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制</p>

	等についての関心と理解を深めることができるよう、これらに関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
事業者の役割に関する条文	<p>(事業者の責務)</p> <p>第 4 条 事業者は、低炭素社会の構築に向けて、その事業活動に関し、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置（他の者の再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者及び同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者並びにガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項に規定する一般ガス事業者に限る。）は、本市に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等を推進するために必要な情報の提供に努めなければならない。</p> <p>第 7 条 2 事業者は、再生可能エネルギーの導入に寄与する製品の製造、販売その他の提供又は輸入を行うとともに、当該製品の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>第 8 条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活に関し、エネルギーの使用の合理化に資する製品の優先的な使用に努めるとともに、その使用に当たっても更なるエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、エネルギーの使用の合理化に資する製品の製造、販売その他の提供又は輸入を行うとともに、当該製品の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>(公共交通機関の利用等)</p> <p>第 9 条 事業者及び市民は、自動車等（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用におけるエネルギーの使用の合理化のため、その過度な使用を控え、公共交通機関の利用又は徒歩による移動に努めなければならない。</p> <p>(エネルギーの使用の合理化に資する自動車等の使用等)</p> <p>第 10 条 事業者及び市民は、自動車等の適正な運転及び整備に努めるとともに、自動車等の購入又は賃借（以下「自動車等の購入等」という。）をしようとするときは、エネルギーの使用の合理化に資する自動車等の購入等をするよう努めなければならない。</p> <p>2 自動車等を販売し、又は有償で貸し渡すことを業とする事業者は、エネルギーの使用の合理化に資する自動車等に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>(緑化の推進)</p> <p>第 12 条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めなければならない。</p> <p>(廃棄物の発生の抑制等)</p> <p>第 13 条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用に努めなければならない。</p> <p>(教育及び学習の推進)</p> <p>第 14 条 事業者及び市民は、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等についての関心と理解を深めるため、これらに関する教育及び学習を自ら進んで行うよう努めなければならない。</p>
条例 URL	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000163822.html
参考 URL : ニュースリリース等	<p>大阪市「大阪市下水処理場消化ガス発電事業の優先交渉権者を選定しました。」（2014 年 10 月 10 日）</p> <p>http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000283106.html</p> <p>大阪市「「省エネ・省 CO2 対策の指針－中小規模事業者におけるコスト削減に向けて－」を作成しました」（2014 年 7 月 31 日）</p> <p>http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000270642.html</p> <p>民間資金を活用した環境・エネルギー施策の推進</p> <p>http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000302856.html</p>

(3) 榛東村自然エネルギーの推進等に関する条例

自治体名	群馬県北群馬郡榛東村
施行開始	2012年4月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 自然エネルギー推進の功績表彰 (2) 大規模太陽光発電設備等（第2条(2)「最大出力が500KW以上の発電設備」）の固定資産税を三年間免税/ (3) 関連産業の振興</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>(1) SB エナジーによるメガソーラー発電所を榛東村八州高原内の村所有地に誘致（2012年7月運転開始）。</p> <p>(2) (1)の誘致により得た知見を活かし、)「榛東村白子の海ソーラーポート（太陽光発電所）」を設置（2013年7月運転開始）。条例で規定する原発の代替エネルギーの普及推進に寄与する発電所として誕生。</p> <p>(3) 榛東村白子の海ソーラーポートの用地を提供した地元企業、施工業者に感謝状を贈呈（表彰）。（2013年7月）</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(表彰等) 第6条 村長は、自然エネルギーの推進に関して特に功績があると認められる者に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(固定資産税の課税免除) 第7条 村長は、設置対象者の大規模太陽光発電設備等に係る固定資産税について、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、課税を免除することができる。 2 前項の課税免除は、大規模太陽光発電設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から起算して3年度に限り行う。</p>
行政の役割に関する条文	<p>(普及啓発) 第3条 村長は、村民及び事業者が自然エネルギーの必要性について理解を深めるとともに、これらのものが自発的に活動を行おうとする意欲が増進されるよう普及啓発に努めるものとする。</p> <p>(活動支援) 第4条 村長は、村民及び事業者が行う自然エネルギーに関する自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(関連産業の振興) 第5条 村長は、自然エネルギーに関する産業の振興のため、事業者が行う活動について、必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>
事業者の役割に関する条文	なし
条例 URL	http://www.vill.shinto.gunma.jp/reiki_int/reiki_honbun/e229RG00000393.html
参考 URL : ニュースリリース等	<p>榛東村 HP http://www.vill.shinto.gunma.jp/</p> <p>広報しんとう 2012年4月号 http://www.vill.shinto.gunma.jp/koho/1204/04-05.pdf</p> <p>広報しんとう 2013年7月号 http://www.vill.shinto.gunma.jp/koho/1307/02.pdf</p>

(4) 鎌倉市省エネルギー推進及び再生可能エネルギー導入促進に関する条例

自治体名	神奈川県鎌倉市
施行開始	2012年6月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 表彰</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>(1)表彰例は不明。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(表彰)</p> <p>第8条 市は、<u>省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進</u>に関し特に功績のあったものに対して、<u>表彰その他の必要な措置</u>を講じるものとします。</p>
行政の役割に関する条文	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、次の各号に掲げる事項に積極的に取り組むものとします。</p> <p>(1) 市民、事業者に対する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する的確な情報の提供と必要な支援</p> <p>(2) 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関連する産業の育成</p> <p>(3) 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に取り組む地域づくり</p> <p>(4) 次世代を担う子どもへのエネルギー利用と環境のあり方についての教育に関する取り組みへの支援</p> <p>(5) 公共施設における省エネルギーシステムの導入及び太陽光発電装置設置等の省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進の施策の実施</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有します。</p>
条例 URL	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/documents/h24gikaigian1.pdf

(5) 唐津市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する条例

自治体名	佐賀県唐津市
施行開始	2012年7月
概要	<p><制定の背景> 「唐津市バイオマスタウン構想」を平成21年4月に策定。 「唐津市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する条例」を平成24年7月1日に施行。 「唐津市再生可能エネルギー総合計画」を平成25年6月に策定。</p> <p><条例による地域ビジネス支援> (1) 関連産業の振興 (2) 地域連携の推進</p> <p><条例策定後の動向> (1) 公共施設への太陽光パネルの導入、市有地へのメガソーラー設置運営事業者の誘致（株式会社ウエストエネルギーソリューション、スカイソーラージャパン株式会社） (2) 不明。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p><u>(関連産業の振興)</u> 第11条 市は、低炭素社会づくりの推進にあたり、再生可能エネルギーに関連する産業の振興及び人材の育成のため必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(地域連携の推進等)第8条 市は、国及び県と協力し、事業者、市民及び民間非営利活動法人その他の民間団体(以下「民間非営利活動法人等」という。)と再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に向けて緊密な連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。</p> <p>(市民等の自発的な活動への支援) 第10条 市は、事業者、市民及び民間非営利活動法人等が行う低炭素社会づくりに関する自発的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(財政上の措置) 第12条 市は、再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する施策を着実に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
行政の役割に関する条文	<p>(市の責務) 第3条 市は、再生可能エネルギーの導入、エネルギー使用の合理化その他の方法(以下「再生可能エネルギーの導入等」という。)により、低炭素社会づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、当該施策を推進するものとする。 2 市は、事業の実施に当たっては、自ら率先して再生可能エネルギーの導入等に努めるものとする。</p> <p>(学習の推進及び普及啓発) 第9条 市は、低炭素社会づくりの必要性について事業者及び市民の理解を深めるとともに、低炭素社会づくりに関する意欲が増進されるよう、エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(事業者の役割) 第4条 事業者は、低炭素社会づくりの推進に向けて、自らがエネルギー供給者となりうるとの認識を持ち、その事業活動において再生可能エネルギーの導入等に取り組むよう努めるものとする。 2 事業者は、市が実施する再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する施策に対し協力するものとする。</p>
条例 URL	http://www.l.g-reiki.net/karatsu/reiki_honbun/r079RG00001400.html
参考 URL : ニュースリリース等	唐津市「再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進についての情報コーナー」 http://www.city.karatsu.lg.jp/kikaku/sangyo/sangyo/energy/johocorner.html#karatsu

(6) 湖南省地域自然エネルギー基本条例

自治体名	滋賀県湖南省
施行開始	2012年9月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 連携の推進等。</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>(1) 学識経験者・各種団体の関係者・その他の委員から構成される「湖南省地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン策定委員会」を設置し、第一回委員会開催(2014年11月)。</p> <p>(2) 学識経験者・各種団体の関係者・その他の委員から構成される「湖南省スマートエネルギーシステム構想検討委員会(2015年～)」・「湖南省再生可能エネルギー発電による農山村活性化協議会(2015年～)」を設置し委員会開催。</p> <p>(3) (条例の理念に基づき、) (社)市民共同発電所プロジェクトが「コナン市民共同発電所」を設置。(発電所で得られる売電益を地域商品券で配当し、地域活性化に取り組んでいる。)</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(連携の推進等)</p> <p>第7条 市は、自然エネルギーの活用に関しては、<u>国、地方公共団体、大学、研究機関、市民、事業者及び民間非営利活動法人その他の関係機関と連携</u>を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。</p>
行政の役割に関する条文	<p>(市の役割)</p> <p>第4条 市は、地域社会が持続的に発展するように、前条の理念に沿って積極的に人材を育成し、事業者や市民への支援等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(学習の推進及び普及啓発)</p> <p>第8条 市は、自然エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、自然エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者は、自然エネルギーの活用に関し、第3条の理念に沿って効率的なエネルギー需給に努めるものとする。</p>
条例 URL	http://www.city.konan.shiga.jp/_upfiles/news/f15303/120921energy.pdf
参考 URL : ニュースリリース等	<p>湖南省地域エネルギー課</p> <p>http://www.city.konan.shiga.jp/cgi/sec_index.php?BCD=381800</p>

(7) 新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例

自治体名	愛知県新城市
施行開始	2012年12月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 連携の推進等</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>(1) 条例制定後、「環境保全協定」(2009年2月制定)の締結対象に再生可能エネルギー事業者を加える。 一部改正</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(連携の推進等)</p> <p>第9条 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に関し、<u>市民、事業者、再生可能エネルギー事業者、大学、研究機関等と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとします。</u></p>
行政の役割に関する条文	<p>(市の役割)</p> <p>第4条 市は、地域社会が持続的に発展するように、前条の基本理念に沿って積極的に人材を育成するとともに、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に向けた支援等の必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>2 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>3 市は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとします。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとします。</p> <p>(再生可能エネルギー事業者の役割)</p> <p>第7条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の基本理念に沿って効率的なエネルギー供給に努めるものとします。</p> <p>2 再生可能エネルギー事業者は、地域の土地が有する資源及び環境の役割が将来にわたり果たされることに配慮しつつ、その活用に努めるものとします。</p> <p>3 再生可能エネルギー事業者は、施設における発電状況等のデータについて、ホームページ等で公表に努めるものとします。</p>
条例 URL	http://www.city.shinshiro.lg.jp/index.cfm/6,30237,140.html
参考 URL : ニュースリリース等	<p>新城市環境保全協定</p> <p>http://www.city.shinshiro.lg.jp/index.cfm/6,11911,180.html</p>

(8) 土佐清水市再生可能エネルギー基本条例

自治体名	高知県土佐清水市
施行開始	2013年3月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援> (1)連携の推進等</p> <p><条例策定後の動向> (1)「土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例」を施行し、土佐清水市が運営する太田太陽光発電所(990kW)・中浜太陽光発電所(750kW)を設置(2013年12月)。その売電収入を原資とした「土佐清水市再生可能エネルギー事業基金条例」を制定(2014年3月)。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(連携の推進等) 第7条 市は、再生可能エネルギーの活用に関しては、<u>国、他の地方公共団体、大学、研究機関、市民、事業者及び民間非営利活動法人その他の関係機関と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。</u></p>
行政の役割に関する条文	<p>(市の役割) 第4条 市は、地域社会が持続的に発展するように、前条の理念に沿って積極的に人材を活用し、事業者や市民への支援等の必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(学習の推進及び普及啓発) 第8条 市は、再生可能エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずることができる。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(事業者の役割) 第5条 事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の理念に沿って効率的なエネルギー需給に努めるものとする。</p>
条例 URL	http://www.city.tosashimizu.kochi.jp/reiki/act/frame/frame110000659.htm
参考 URL : ニュースリリース等	<p>土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例 http://www.city.tosashimizu.kochi.jp/reiki/act/frame/frame110000685.htm</p> <p>土佐清水市再生可能エネルギー事業基金条例 http://www.city.tosashimizu.kochi.jp/reiki/act/frame/frame110000688.htm</p>

(9) 飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例

自治体名	長野市
施行開始	2013年4月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 飯田市再生可能エネルギー推進基金による資金貸付（無利子で上限1000万円）。</p> <p>(2) 積極的推進策（地域団体による再生可能エネルギー事業に対する市長の支援）</p> <p>(3) 地域公共再生可能エネルギー活用事業の認定</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>(1) 貸付事例は不明。</p> <p>(2) 地域公共再生可能エネルギー活用事業第1号として「メガさんぽおひさま発電所プロジェクト2013」を認定（2013年10月）。</p> <p>2016年1月までに、本条例に基づく地域公共再生可能エネルギー活用事業8件が認定されている。</p> <p>(第2号認定事業) 飯田山本おひさま広場整備事業</p> <p>(第3号認定事業) 杵原学校多目的ホール太陽光発電設備設置事業</p> <p>(第4号認定事業) 丘づくり・市民共同発電プロジェクト2014</p> <p>(第5号認定事業) 久米会館・さくら保育園久米分園太陽光発電設備設置事業</p> <p>(第6号認定事業) 龍江四区コミュニティ消防センター太陽光発電設備設置事業</p> <p>(第7号認定事業) 飯田市今田人形の館太陽光発電設備設置事業</p> <p>(第8号認定事業) 飯田市立旭ヶ丘中学校太陽光発電設備設置事業</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(飯田市再生可能エネルギー推進基金)</p> <p>第19条 第10条第1項第3号の規定による、地域公共再生可能エネルギー活用事業に対する貸付金の財源に充てるため、<u>飯田市再生可能エネルギー推進基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>2 基金の総額は4,000万円とする。</p> <p>(資金の貸付け)</p> <p>第21条 市長は、実施者に対し、基金を財源として、資金の貸付けを行う。</p> <p>2 前項の規定により貸し付けられる資金(以下「貸付金」という。)は、地域公共再生可能エネルギー活用事業に係る建設工事を発注するための調査に直接必要な経費にのみ充てることができる。</p> <p>3 貸付金の貸付けは、一の実施者につき1回とする。</p> <p>4 <u>貸付金の貸付額は、一の実施者につき1,000万円を限度とする。</u>ただし、基金に属する現金の額が1,000万円を下回る場合にあっては、当該基金に属する現金の額を貸付額の限度とする。</p> <p>(償還)</p> <p>第22条 <u>貸付金は無利子とし、貸付金の貸付けを受けた日が属する年度の翌々年度から、年賦で均等に償還するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定による<u>償還の期間は、償還を開始した年度から起算して10年以内とする。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、考慮すべき事情があると市長が認めた場合は、償還方法を月賦又は半年賦とし、又は償還年限を短縮し、若しくは延長することができる。</p>
行政の役割に関する条文	<p>(市長の責務)</p> <p>第5条 市長は、飯田市民の地域環境権を保障するために、次に掲げることを実施する責務を有する。</p> <p>(1) 飯田市民が地域環境権を行使するために必要な基本計画を策定すること。</p> <p>(2) 前号に規定する基本計画に基づき、再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域づくりにおいて主導的な役割を担い、飯田市民の地域環境権の行使を協働により支援すること。(支援する事業)</p> <p>第8条 市長は、第5条第2号の規定により、次に掲げる事業の実施を支援する。</p> <p>(1) 第4条第3号に規定する地域団体の意思決定(以下次号において「団体の決定」という。)を経て、当該決定に従って地域団体が自ら行う再生可能エネルギー活用事業</p> <p>(2) 団体の決定を経て、当該決定に従って地域団体及び公共的団体等が協力して行う再生可能エネルギー活用事業</p> <p>(市長による支援)</p> <p>第10条 市長は、前条第2項に掲げる基準に照らして適当と認めた事業を、協働による公共サービス(公共サービス基本法(平成21年法律第40号)第2条第2号に規定するもの又はこれに準じるものをいう。)と決定し、当該決定した事業(以下「<u>地域公共再生可能エネルギー活用事業</u>」という。)を実施しようとするもの(以下「<u>実施者</u>」という。)に対し、必要に応じ、次</p>

	<p>に掲げる支援を行う。</p> <p>(1) 継続性及び安定性のある実施計画の策定並びにその運営のために必要となる助言</p> <p>(2) 金融機関及び投資家による投融資資金が地域公共再生可能エネルギー活用事業に安定的に投融資されることを促し、<u>初期費用を調達しやすい環境を整えるための信用力の付与に資する事項</u></p> <p>(3) <u>補助金の交付又は資金の貸付け</u></p> <p>(4) <u>市有財産を用いて地域公共再生可能エネルギー活用事業を行おうとする場合においては、当該市有財産に係る利用権原の付与</u></p> <p>2 市長は、実施者と飯田市との役割分担及び各自の責任の所在を、書面をもって定める。</p> <p>3 市長は、地域公共再生可能エネルギー活用事業が現に行われている期間においては、実施者に対し、当該事業が継続性及び安定性をもって運営されるために必要な指導、助言等を行うことができる。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(事業者の役割)</p> <p>第 7 条 飯田市の区域で活動する事業者は、飯田市民の地域環境権を尊重し、次に掲げる事項に努めるものとする。</p> <p>(1) 発電に関する事業を行う場合は、再生可能エネルギー資源を用いた再生可能エネルギーを活用する事業(以下「再生可能エネルギー活用事業」という。)として行うこと。</p> <p>(2) エネルギーを利用するに当たっては、再生可能エネルギー資源から生み出された再生可能エネルギーを優先して利用すること。</p> <p>(3) この条例の規定に基づいて行われる市の施策及び他者が行う再生可能エネルギー活用事業に協力すること。</p>
条例 URL	http://www.city.iida.lg.jp/uploaded/attachment/10.pdf
参考 URL : ニュースリリース等	<p>再エネによる持続可能な地域づくり (再エネ条例関連)</p> <p>http://www.city.iida.lg.jp/site/ecomodel/list3-6.html</p> <p>飯田市再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくり条例に基づき、地域公共再生可能エネルギー活用事業として 8 件の認定が行われました。</p> <p>http://www.city.iida.lg.jp/uploaded/attachment/25051.pdf</p>

(10) 東神楽町再生可能エネルギー推進条例

自治体名	北海道上川郡東神楽町
施行開始	2013年4月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 課税の免除 再生可能エネルギー発電設備等を新設・増設した場合に利用可。町長に申請することで固定資産税を3年間免除。</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>(1) 免税制度活用事例は不明。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(支援措置の対象)</p> <p>第3条 町長は、再生可能エネルギーを生成するための規則で定める設備(以下「発電設備等」という。)を新設又は増設した事業者(以下「支援措置対象事業者」という。)に対して、支援措置をすることができる。</p> <p>(課税の免除)</p> <p>第4条 町長は、支援措置対象事業者に対し、<u>発電設備等</u>に対して課する<u>固定資産税</u>(当該設備を事業の用に供した日以後最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限り。)を免除することができる。</p> <p>2 前項の課税免除の対象となる固定資産は、当該発電設備等の償却資産とする。</p> <p>(課税免除の申請)</p> <p>第5条 支援措置対象事業者が、固定資産税の課税免除を受けようとする場合は、当該固定資産税の課税免除を受けようとする年の1月31日までに、規則に定める事項を記載した固定資産税の免除申請書を町長に提出しなければならない。</p>
行政の役割に関する条文	なし
事業者の役割に関する条文	なし
条例 URL	http://www.town.higashikagura.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/a104RG00000502.html

(11) 洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例

自治体名	兵庫県
施行開始	2013年6月
概要	<p><制定の経緯> 「洲本市地域新エネルギービジョン」の策定（2007年2月）。 「菜の花・ひまわりエコプロジェクト」の実施。 平成23年12月の「あわじ環境未来島特区」の認定取得(2011年12月)。</p> <p><条例による地域ビジネス支援> 特になし。</p> <p><条例策定後の動向> (1) 「洲本市バイオマス産業都市構想」を策定（2014年4月）。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	なし
行政の役割に関する条文	<p>(市の役割) 第4条 市は、地域社会の持続的な発展に資するため、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人材の育成、調査研究の実施、施策の策定その他の再生可能エネルギーの活用を推進するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、市民及び特定事業者が広く再生可能エネルギーに関する理解及び関心を深めることによりその活用が促進されるよう、再生可能エネルギーに関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 市は、自らの事務及び事業並びに土地、建物、車両その他の財産に関し再生可能エネルギーの活用を推進するものとする。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(定義) 第2条(3) 特定事業者 市の区域内において、再生可能エネルギーに関する事業であって規則で定めるもの（以下「特定事業」という。）を営み、又はこれから営もうとする者をいう。</p> <p>(特定事業者の役割) 第6条 特定事業者は、その事業活動を行うに際しては、基本理念にのっとり再生可能エネルギーの活用に努めるとともに、市が実施する再生可能エネルギーの活用の推進に関する施策その他の活動に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 特定事業者は、特定事業が地域のまちづくり及び土地の保全に及ぼす影響に鑑み、当該事業の実施に関し地域の住民その他関係者と必要な調整を行うよう努めるものとする。</p>
条例 URL	http://www.city.sumoto.lg.jp/hp/reiki/425901010017000000MH/425901010017000000MH/425901010017000000MH.html
参考 URL : ニュースリリース等	<p>洲本市 HP 「洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例を制定しました」 http://www.city.sumoto.lg.jp/contents/20130717162929.html</p>

(12) 中之条町再生可能エネルギー推進条例

自治体名	群馬県
施行開始	2013年6月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援> (1)連携の推進等</p> <p><条例策定後の動向> (1) 条例策定後、町有地に誘致した1メガワットの太陽光発電所が稼働を開始(2013年9月)。各2メガワットの町営の発電所は2013年10月、12月に稼働開始。</p> <p><関連動向> (1) 町内で発電した電気を売買するため、特定規模電気事業者(新電力)として「一般財団法人中之条電力」を設立(2013年8月)。 (2) 電力自由化に向け、営利事業に専念できる子会社としての株式会社を設立(株式会社中之条パワー)。2015年12月から一般財団法人「中之条電力」から新電力の営業を継承。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(連携の推進等) 第8条 町は、町民、事業者、再生可能エネルギー事業者、大学、研究機関等と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。 2 町は、近隣自治体との連携に努めるものとする。</p>
行政の役割に関する条文	<p>(町の役割) 第4条 町は、地域社会が持続的に発展するように、前条の基本理念に沿って積極的に人材を育成するとともに、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に向けた支援等の必要な措置を講ずるものとする。 2 町は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用について、町民及び事業者の理解を深めるため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。 3 町は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの積極的な活用を努めるものとする。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(事業者の役割) 第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用を努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。</p> <p>(再生可能エネルギー事業者の役割) 第7条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の基本理念に沿って効率的なエネルギー供給に努めるものとする。 2 再生可能エネルギー事業者は、地域の土地が有する資源及び環境の役割が将来にわたり果たされることに配慮しつつ、その活用を努めるものとする。</p>
条例 URL	http://www.town.nakanojo.gunma.jp/~info/1-soumu/d1w_reiki/425901010036000000MH/425901010036000000MH/425901010036000000MH.html
参考 URL : ニュースリリース等	<p>平成 25 年度 地域活性化事例集～再生可能エネルギーの導入と利活用～ 本編 群馬県中之条町</p> <p>http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/1_all/jirei/2014_energy/original/gunma.html</p>

(13) 多治見市再生可能エネルギー普及を促進する条例

自治体名	岐阜県
施行開始	2013年7月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援> (1)市民・事業者・市の連携協力</p> <p><条例策定後の動向> (1) 不明。</p> <p><関連動向> (1) 「太陽光発電システム普及促進事業補助金（メガソーラー補助金）」を制定（2013年9月）。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(三者の連携協力)</p> <p>第3条 市民、事業者と市の三者は、それぞれの役割を認識し、再生可能エネルギーの普及に向けて<u>連携協力</u>して取り組むことに努めるものとします。</p>
行政の役割に関する条文	<p>(市の役割)</p> <p>第7条 市は、市有施設等に太陽光や水力等の再生可能エネルギー設備を導入するよう努めるものとします。</p> <p>2 市は、再生可能エネルギーの活用状況について情報収集を行うとともに、市民と事業者の理解に資するため、再生可能エネルギーに関する情報と学習機会を提供するものとします。</p> <p>3 市は、再生可能エネルギーの普及に向け、支援等の必要な施策を講ずるものとします。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、再生可能エネルギーの活用について知識の習得と実践に努めるものとします。</p> <p>2 事業者は、再生可能エネルギーについて市が実施する施策に協力するものとします。</p> <p>3 市内で再生可能エネルギーによる発電等の事業を営む者や、これから営もうとする者は、将来にわたり地域が有する資源の効率的な活用と環境の保全に努めるものとします。</p>
条例 URL	https://www3.e-reikinet.jp/tajimi/d1w_reiki/425901010023000000MH/425901010023000000MH/425901010023000000MH.html

(14) 設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例

自治体名	愛知県
施行開始	2014年1月
概要	<p><制定の経緯> (1) 「設楽町地域新エネルギービジョン」を制定（2009年3月）。</p> <p><条例による地域ビジネス支援> (1) 関係機関との連携</p> <p><条例策定後の動向> (1) 「設楽町木質バイオマスストーブ等購入設置補助制度」を制定（2015年4月）。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(関係機関との連携) 第8条 町は、再生可能エネルギーの活用に関しては、<u>国、他の地方公共団体、大学、研究機関、町民、事業者及び民間非営利活動法人その他の関係機関と連携</u>を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。</p>
行政の役割に関する条文	<p>(町の役割) 第4条 町は、地域社会が持続的に発展するように、前条の基本理念に沿って積極的に人材を育成するとともに、省エネルギーの町づくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に向けた支援等の必要な措置を講ずるものとする。 2 町は、省エネルギーの町づくりの推進及び再生可能エネルギーの活用について、町民及び事業者の理解を深めるため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。 3 町は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとする。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(事業者の役割) 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーを優先して利用するよう努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。 (再生可能エネルギー事業者の役割) 第6条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の基本理念に沿って効率的なエネルギーの供給に努めるとともに、町が実施する再生可能エネルギーの活用の推進に関する施策その他の活動に協力するものとする。 2 再生可能エネルギー事業者は、地域が有する資源及び環境に配慮しつつ、その活用に努めるものとする。</p>
条例 URL	http://www.town.shitara.aichi.jp/index.cfm/6,4009,c.html/4009/20131224-092431.pdf
参考 URL : ニュースリリース等	<p>設楽町 HP http://www.town.shitara.aichi.jp/index.cfm/15,5142,52,206.html</p>

(15) 飯島町地域自然エネルギー基本条例

自治体名	長野県
施行開始	2014年2月
概要	<条例による地域ビジネス支援> (1) 産学連携への支援 <条例策定後の動向> 不明。
地域ビジネス支援に関する条文	第3条 市は、環境の保全及び低炭素社会の構築と経済活性化に向け、次のことに率先して取り組むものとする。(3) 産学連携で行われる再生可能エネルギーの研究開発等への支援
行政の役割に関する条文	(市の責務) 第3条 市は、環境の保全及び低炭素社会の構築と経済活性化に向け、次のことに率先して取り組むものとする。 (1) 再生可能エネルギー導入に係る事業啓発とその促進 (2) 再生可能エネルギーの導入に向けての市民への必要な支援 (3) 産学連携で行われる再生可能エネルギーの研究開発等への支援 (4) 前3号のほか再生可能エネルギー導入に向けて必要と認める施策
事業者の役割に関する条文	なし
条例 URL	http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/d1w_reiki/reiki_int/reiki_honbun/a017RG00000918.html

(16) 豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例

自治体名	愛知県
施行開始	2014年3月
概要	<p><制定の経緯></p> <p>(1) 「豊田市再生可能エネルギー導入指針」を策定(2012年12月)。</p> <p>(2) 「豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」を制定(2014年3月)。</p> <p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 積極的推進策</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>(1) 豊田市版環境税・再生可能エネルギー発電設備減税制定(2014年4月1日～2017年3月31日)。 発電出力が10キロワット以上2,000キロワット未満の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税(償却資産)を一部減免。 ※国制度により別途3カ年1/3軽減されるため、最初の3年間は合わせて2/3が軽減され、1/3の課税(税額負担)となる。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	なし
行政の役割に関する条文	<p>(市、事業者及び市民の共通の責務)</p> <p>第4条 市、事業者及び市民は、基本原則にのっとり、経済性に配慮しつつ、再生可能エネルギーを優先的に導入し、かつ、それぞれの事業活動及び日常生活において活用するよう努めなければならない</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(市、事業者及び市民の共通の責務)</p> <p>第4条 市、事業者及び市民は、基本原則にのっとり、経済性に配慮しつつ、再生可能エネルギーを優先的に導入し、かつ、それぞれの事業活動及び日常生活において活用するよう努めなければならない</p>
条例 URL	http://www2.city.toyota.aichi.jp/reiki_int/reiki_honbun/i513RG00001002.html
参考 URL : ニュースリリース等	<p>豊田市版環境減税</p> <p>http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/zeikin/kotei/1002865.html</p>

(17) 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例

自治体名	神奈川県
施行開始	2014年4月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 積極的推進策（再生可能エネルギー事業に対する支援）</p> <p>(2) 市民参加型再生可能エネルギー事業の認定</p> <p>(3) 普通財産の無償貸付又は減額貸付</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>(1) 条例に規定する「再生可能エネルギー事業」に対し「小田原市再生可能エネルギー事業奨励金」を交付（2014年4月～）。</p> <p>(2) 認定事業は不明。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(再生可能エネルギー事業に対する支援)</p> <p>第9条 市は、再生可能エネルギーの利用を促進するため、市内で実施される再生可能エネルギー事業に対し、規則で定めるところにより、<u>必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>(市民参加型再生可能エネルギー事業の認定)</p> <p>第10条 市長は、<u>市内で実施される再生可能エネルギー事業</u>であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるものを、当該事業を行っているものの申請により、<u>市民参加型再生可能エネルギー事業として認定することができる。</u></p> <p>(1) <u>広く市民が参加して実施される事業として規則で定めるものであること。</u></p> <p>(2) <u>地域の防災対策の推進に資する事業として規則で定めるものであること。</u></p> <p>(3) <u>地域の経済の活性化に資する事業として規則で定めるものであること。</u></p> <p>(4) <u>継続することができる見込みがある事業として規則で定めるものであること。</u></p> <p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第18条 市長は、普通財産が再生可能エネルギー事業の用に供されるときは、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年小田原市条例第7号）第4条第1項の規定にかかわらず、当該普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p>
行政の役割に関する条文	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する総合的な施策を策定し、及び、計画的に実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、基本理念にのっとり、再生可能エネルギーの利用等の促進のために、市民及び事業者に対する支援の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、市の事業を行うに当たっては、自ら率先して再生可能エネルギーの利用等に努めるものとする。</p> <p>(学習の機会の提供及び知識の普及啓発)</p> <p>第8条 市は、再生可能エネルギーの利用等の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、再生可能エネルギーの利用等に関する学習の機会の提供及び知識の普及啓発に努めるものとする。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動における再生可能エネルギーの利用等に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市が実施する再生可能エネルギーの利用等の促進のための施策に協力するよう努めるものとする。</p>
条例 URL	http://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/169101/1-20140331184956.pdf
参考 URL : ニュースリリース等	<p>小田原市再生可能エネルギー事業奨励金</p> <p>http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/energy/bounty/shoureikin.html</p>

(18) 神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

自治体名	神奈川県
施行開始	2014年4月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 連携の推進等（関係産業の振興、研究開発の推進等） ・ 事業者等の自発的な活動の促進</p> <p>(2) 顕彰</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>(1) 条例に基づく計画として、新たに産業振興施策と一体的に推進するという観点から「かながわスマートエネルギー計画」策定（2014年4月）。</p> <p>(2) かながわ地球環境賞に条例に基づき「かながわスマートエネルギー計画部門」を表彰対象に追加（2014年7月～）。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p><u>(関連産業の振興)</u></p> <p>第8条 県は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する産業の振興のため、関連する産業の事業者が行う再生可能エネルギーの導入等の促進に資する事業活動に対して、必要な支援に努めるものとする。</p> <p><u>(研究開発の推進等)</u></p> <p>第9条 県は、再生可能エネルギーの導入等の促進に資する技術の向上を図るため、大学その他の研究機関と連携し、研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。</p> <p><u>(事業者等の自発的な活動の促進)</u></p> <p>第10条 県は、事業者、県民及びこれらの者の組織する民間の団体が行う再生可能エネルギーの導入等の促進に関する自発的な活動を促進するため、必要な支援に努めるものとする。</p> <p><u>(顕彰)</u></p> <p>第12条 県は、再生可能エネルギーの導入等の促進に特に功績があったと認められるものの顕彰に努めるものとする。</p>
行政の役割に関する条文	<p><u>(県の責務)</u></p> <p>第3条 県は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体、大学その他の研究機関、事業者、県民並びに事業者及び県民の組織する民間の団体と緊密な連携を図るよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、その施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たっては、自ら率先して再生可能エネルギーの導入等の推進に努めるものとする。</p> <p><u>(学習の推進及び知識の普及啓発)</u></p> <p>第11条 県は、事業者及び県民が再生可能エネルギーの導入等の必要性についての理解を深めるため、エネルギーに関する学習の推進及び知識の普及啓発に努めるものとする。</p>
事業者の役割に関する条文	<p><u>(事業者の責務)</u></p> <p>第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自主性及び創造性を発揮し、再生可能エネルギーの導入等の推進に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、県が実施する再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
条例 URL	http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/607225.pdf

(19) 芦別市再生可能エネルギー利用促進条例

自治体名	北海道
施行開始	2014年4月
概要	<条例による地域ビジネス支援> (1) 連携の推進等（産学連携への支援） <条例策定後の動向> 不明。
地域ビジネス支援に関する条文	第3条 市は、環境の保全及び低炭素社会の構築と経済活性化に向け、次のことに率先 (3) 産学連携で行われる再生可能エネルギーの研究開発等への支援
行政の役割に関する条文	(市の責務) 第3条 市は、環境の保全及び低炭素社会の構築と経済活性化に向け、次のことに率先して取り組むものとする。 (1) 再生可能エネルギー導入に係る事業啓発とその促進 (2) 再生可能エネルギーの導入に向けての市民への必要な支援 (3) 産学連携で行われる再生可能エネルギーの研究開発等への支援 (4) 前3号のほか再生可能エネルギー導入に向けて必要と認める施策
事業者の役割に関する条文	なし
条例 URL	http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/d1w_reiki/reiki_int/reiki_honbun/a017RG00000918.html

(20) 八丈町地域再生可能エネルギー基本条例

自治体名	東京都
施行開始	2014年4月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 連携の推進等</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>(1) 「地熱発電利用拡大に向けた事業者公募要項案」への意見を募集(2015年10月～11月)、結果を公表。</p> <p>(2) 地熱発電利用拡大に関する事業者公募の実施時期について、当初2015年12月ごろに公募を開始するとしていたが、公募内容等の精査に時間を要しているため、開始が遅れている。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(連携の推進等)</p> <p>第6条 町、町民及び事業者は、地域再生可能エネルギーの活用について、国、都及び関連する組織や団体と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。</p>
行政の役割に関する条文	<p>第4条 町、町民及び事業者は、それぞれ次の各号の役割を担うものとする。</p> <p>(1) 町は、地域再生可能エネルギーの活用について、前条の理念に沿って積極的に推進し、人材育成及び町民や事業者の理解を深めるための学習並びに普及啓発支援等、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 町は、本条例の施行に必要な計画・運用規程等を整備するものとする。</p> <p>(3) 町民は、第3条の理念に沿って、地域再生可能エネルギーの知識習得に努めるものとする。</p> <p>(4) 事業者は、地域再生可能エネルギーの活用について、第3条の理念に沿った事業の推進に努めるものとする。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>第4条 町、町民及び事業者は、それぞれ次の各号の役割を担うものとする。</p> <p>(1) 町は、地域再生可能エネルギーの活用について、前条の理念に沿って積極的に推進し、人材育成及び町民や事業者の理解を深めるための学習並びに普及啓発支援等、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 町は、本条例の施行に必要な計画・運用規程等を整備するものとする。</p> <p>(3) 町民は、第3条の理念に沿って、地域再生可能エネルギーの知識習得に努めるものとする。</p> <p>(4) 事業者は、地域再生可能エネルギーの活用について、第3条の理念に沿った事業の推進に努めるものとする。</p>
条例 URL	http://www.town.hachijo.tokyo.jp/kakuka/kikaku_zaisei/re/ordinance.pdf
参考 URL : ニュースリリース等	<p>八丈町 HP</p> <p>http://www.town.hachijo.tokyo.jp/kakuka/kikaku_zaisei/re/</p>

(21) 宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例

自治体名	兵庫県
施行開始	2014年10月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 連携の推進等</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>(1) 平成25年度に制定した「宝塚市再生可能エネルギー基金」の一部について、本条例に沿った事業の財源とするために改正。</p> <p>(2) 「小規模事業用太陽光発電設備課税免除制度」を制定。5年間固定資産税の課税を免除(2015年4月～)。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p><u>(連携の推進)</u></p> <p>第10条 市民、事業者、エネルギー事業者、地域エネルギー事業者又は市は、再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、相互に連携し、又は国、地方公共団体、大学、研究機関その他の関係機関と連携するよう努めるものとする。</p>
行政の役割に関する条文	<p>(市の責務)</p> <p>第8条 市は、再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を計画的に行うものとする。</p> <p>2 市は、再生可能エネルギーの利用の推進を図るため、組織及び体制の構築その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 市は、市民又は事業者が行う再生可能エネルギーの生産及び消費に関し、普及啓発に努めるものとする。</p> <p>4 市は、再生可能エネルギーの利用の推進を図るため、公共施設その他の公有財産において積極的な再生可能エネルギーの生産を行うものとする。</p> <p>5 市は、エネルギーの利用に当たっては、再生可能エネルギーを優先して消費するものとする。</p> <p>6 市は、地域エネルギー事業者が第3条に定める基本理念にのっとり実施する事業を積極的に支援するため、必要な措置を講ずるものとする。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(定義)</p> <p>第2条(4) 地域エネルギー事業者 エネルギー事業者のうち、市民若しくは事業者が自ら実施し、若しくは主体的に関与し、再生可能エネルギーを供給する事業を営む者又はこれから営もうとする者をいう。</p> <p>(地域エネルギー事業者の役割)</p> <p>第7条 地域エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの積極的な生産を行うものとする。</p> <p>2 地域エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの利用の推進に関し、積極的に情報を公表するものとする。</p> <p>3 地域エネルギー事業者は、市が実施する再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策に積極的に協力するものとする。</p>
条例 URL	http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/s/res/projects/default_project/page/001/004/765/h26saiene-kih-on-jyorei-honbun.pdf
参考 URL : ニュースリリース等	<p>宝塚市 HP 「宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例が制定しました」</p> <p>http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/shisaku/1000144/1004765.html</p> <p>小規模事業用太陽光発電設備課税免除制度</p> <p>http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/s/kankyo/energy/1014260/1011279.html</p> <p>産業振興連携協力に関する協定(環境にやさしいまちづくりの推進に関する事項)</p> <p>http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/s/kankyo/energy/1014263/1008338/1000694.html</p>

(22) 大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例

自治体名	神奈川県
施行開始	2015年4月
概要	<p><条例による地域ビジネス支援></p> <p>(1) 積極的推進策</p> <p><条例策定後の動向></p> <p>不明。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>(連携の推進)</p> <p>第8条 町、町民、事業者及びエネルギー事業者は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、相互に連携し、及び国、他の地方公共団体、大学、研究機関その他関係機関と連携するよう努めるものとする。</p>
行政の役割に関する条文	<p>(町の役割)</p> <p>第4条 町は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に積極的に取り組むものとする。</p> <p>2 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を計画的に行うものとする。</p> <p>3 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進を図るため、組織体制の強化その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に係る情報収集に努めるとともに、町民と事業者の理解に資するため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する情報を活用し、学習の機会の提供その他必要な支援を行うものとする。</p> <p>5 町は、次世代を担う子どもに対する省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する教育の取組を支援するものとする。</p>
事業者の役割に関する条文	<p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、主体的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関し、積極的な情報の提供に努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、町が実施する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協力するものとする。</p>
条例 URL	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/19/syouene_saiseienergy_jour_ei_HP.pdf

(23) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

自治体名	京都府
施行開始	2016年1月1日全面施行（2015年7月13日一部施行、2015年10月1日一部施行）
概要	<p>< 制定の経緯 ></p> <p>(1) 京都府再生可能エネルギー導入促進条例検討会議を設置し、条例策定に向けて論点を整理。2015年4月27日に第四回検討会を開催。</p> <p>(2) 再生可能エネルギーの導入等支援団体の登録制度を開始（2015年10月～）。</p> <p>(3) 自立型再生可能エネルギー導入等計画の認定制度を開始（2015年10月～）。</p> <p>(4) 再生可能エネルギーの導入等促進プランを決定（2015年11月）。</p> <p>< 条例による地域ビジネス支援 ></p> <p>(1) 連携の推進（関係者の連携）</p> <p>(2) 表彰 （課税の優遇措置）府民税の均等割の課税免除・不動産取得税の課税免除・認定自立型再エネ計画実行者への事業税の減免</p> <p>< 条例策定後の動向 ></p> <p>(1) 府民力活用プッチソーラー発電支援事業補助金の申請を募集(2015年4月～2016年2月)。</p>
地域ビジネス支援に関する条文	<p>（関係者の連携及び協働）</p> <p>第3条 府は、府民、事業者、導入等支援団体、大学その他の研究機関、市町村及び国と連携し、及び協働して再生可能エネルギーの導入等の促進に取り組むものとする。</p> <p>（府民税の均等割の課税免除）第15条 登録導入等支援団体（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体で規則で定めるものに限る。次条において同じ。）に対しては、京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号。以下「府税条例」という。）の特例として、府民税の均等割を課さない。</p> <p>（不動産取得税の課税免除）</p> <p>第16条 登録導入等支援団体が導入等支援事業の用に供する不動産を取得したときは、当該不動産の取得に対しては、府税条例の特例として、不動産取得税を課さない。</p> <p>（認定自立型再エネ計画実行者への事業税の減免）</p> <p>第22条 知事は、認定自立型再エネ計画実行者で、府内に所在する事務所等に、認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく再エネ設備等を導入したのに対し、府税条例の特例として、当該再エネ設備等を導入した日の属する事業年度（個人にあっては、当該再エネ設備等を導入した日の属する年）に係る法人の事業税又は個人の事業税について、規則で定めるところにより計算した当該再エネ設備等の取得価額の3分の1に相当する額（規則で定める額を限度とする。）の事業税額を減免することができる。</p> <p>（府民の理解を深める等のための措置及び顕彰）</p> <p>第24条 府は、教育活動、広報活動等を通じて、再生可能エネルギーの導入等に関する府民の理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>2 知事は、再生可能エネルギーの導入等又は導入等支援事業に積極的に取り組む府民、事業者及び導入等支援団体の顕彰を行うものとする。</p> <p>（体制の整備等）</p> <p>第25条 府は、府民に対し、再生可能エネルギーの普及に関する情報の提供、相談その他の支援を提供する体制の整備及び充実に必要な施策を講じるものとする。</p> <p>（府民への資金供給の確保）</p> <p>第26条 府は、府民に対し、金融機関と連携して行う融資その他の再生可能エネルギーの導入等に係る円滑な資金供給の確保に努めるものとする。</p> <p>（関連産業の育成等）</p> <p>第27条 府は、事業者及び大学その他の研究機関と連携して、再生可能エネルギーに関連する産業の育成及び振興に関する施策を実施するものとする。</p>
行政の役割に関する条文	<p>（再生可能エネルギーの優先的利用）</p> <p>第4条 府、府民及び事業者は、第1条の目的を達成するため、それぞれ、自らの事務及び事業、日常生活並びに事業活動に関し、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めるものとする。</p>

事業者の役割に関する条文	(再生可能エネルギーの優先的利用) 第4条 府、府民及び事業者は、第1条の目的を達成するため、それぞれ、自らの事務及び事業、日常生活並びに事業活動に関し、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めるものとする。
条例 URL	http://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyuusokusinnjoure.html
参考 URL : ニュースリリース等	京都府 HP http://www.pref.kyoto.jp/energy/petit-solar.html

3. 特区（内閣府による特区法の制定）

再生可能エネルギー関連ビジネスは「地域活性化総合特区」を活用することが多く、地域からの提案を受け、「国と地方の協議会」を経て特区に追加される。

注) <期待される効果>の項目は再生可能エネルギー導入・普及促進による直接効果ではない場合（複合事業等）記載しなかった。

出所) 内閣府 HP <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/nintei/list.html>

(1) 栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区

対象地域	栃木県那須塩原市・塩谷町・宇都宮市
施行開始	2012年11月認定
概要	<p><目標>再生可能エネルギー、企業、人材、資金等の地域資源を活用した先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業を実施し、地域活性化を目指す。</p> <p><期待される効果>5年後の経済効果：25.37億円、5年後の新たな雇用：71人</p>
特定地域活性化事業	<p>①地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業（規制の特例措置（特定水力発電事業））</p> <p>②地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）</p>
一般地域活性化事業	<p>①地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業（小水力等農村地域資源利活用促進事業）</p> <p>②地域活性化に向けた先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業（小水力発電導入促進モデル事業）</p>
地域による支援	<p>①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり企業技術力強化事業（ものづくり技術強化補助金） ・かんがい用水に完全従属する小水力発電に係る流水占用料の減免の検討 <p>②地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電、水道、かんがい用として造成した水利施設の他目的使用料の減免の検討 <p>③地方公共団体等における体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ環境立県推進本部、とちぎ環境立県戦略推進プロジェクトチーム、とちぎ電気自動車等普及促進協議会、栃木県スマートビレッジモデル研究会、地域経済活性化研究会 <p>④その他の地域の責任ある関与として講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境関連企業・団体からなる「とちぎ環境産業振興協議会」において、新エネルギー関連分野における研究開発を推進するため、「新エネルギー関連技術研究部会」を平成23年度に設置。平成24年度からは同部会の下に「中小水力発電研究会」を設置し、当該分野における企業の新品・新技術開発を支援。
国との協議による規制緩和	<p>①水利権協議の簡素化（包括的な水利権取得）</p> <p>国土交通省から使用水量や発電能力が明確で、従属発電が明らかである場合には、複数の従属発電を1本の水利使用で許可することは可能な場合があるとの見解が示された。</p> <p>②主任技術者兼任要件の緩和</p> <p>ダムを伴わない、出力が200kW未満及び最大使用水量が毎秒1立方メートル未満等の一定の条件を満たす水力発電については、主任技術者の選任を要しない。</p> <p>③ダム水路主任技術者の選任等の緩和</p> <p>平成24年3月の内規改正により、ダム水路主任技術者の外部委託が可能となり、派遣労働者等から選任したダム水路主任技術者の兼任も可能になった。</p>

(2) 畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区

対象地域	群馬県前橋市全域、桐生市の区域一部、高崎市の区域の一部
施行開始	2012年
概要	<p><目標>畜産振興と環境保全を実現する「環境調和型畜産業」を創出し、地域活性化（エネルギー自立化、観光振興等）につなげる。</p> <p><期待される効果></p> <p>5年後（平成27年度）の経済効果：35億円、5年後の新たな雇用：36人</p>
特定地域活性化事業	<p>①低温ガス化装置実証試験事業（規制の特例措置（地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業、地域活性化総合特区利子補給金））</p> <p>②超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業（地域活性化総合特区利子補給金）</p>
一般地域活性化事業	①超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業（財政上の支援措置（実証装置の製造費及びデータ収集・分析費：【経済産業省：地域イノベーション創出実証研究補助事業】））
地域による支援	<p>①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物臭気対策補助金（平成22年度から措置／予算額：平成24年度21,600千円） ・ぐんま新技術・新製品開発推進補助金（平成22年度から措置／予算額：平成24年度10,000千円） ・環境・エネルギー推進事業費補助金（平成23年度から措置／予算額：平成24年度3,000千円） <p>②地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産バイオマスの目標値 <p>H23 出力：0kW→H27：750kW（堆肥1tあたり37.5kW程度を想定）</p> <p>増加分20t/日×900kWh/t×1か所×365日＝発電電力量6,570,000kWh</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「群馬県バイオマス活用推進計画」を策定。 <p>③地方公共団体等における体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんま環境・エネルギー推進会議」の組織、（公財）群馬県産業支援機構にコーディネーターを配置、群馬県庁内に関係部局による群馬県企画会議環境調和型畜産振興特区推進検討部会を設置。 <p>④その他の地域の責任ある関与として講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（独）科学技術振興機構のプログラム多数実施。
国との協議による規制緩和	記載なし

(3) 次世代エネルギー・モビリティ創造特区

対象地域	豊田市
施行開始	2011年12月
概要	<目標>本市の強みであるエネルギー・モビリティを核とした技術開発、市域での普及、国内外への横展開を三位一体で展開することにより、低炭素な都市環境を構築し、市域経済の活性化と市民生活の質の向上を図るとともに、被災地等を含め広く国内外へ貢献する。 ※再生可能エネルギーでは太陽光・小水力発電の活用を掲げる。
特定地域活性化事業	(再生可能エネルギー関連) ①地域資源(太陽光・小水力等)を活用したインフラ整備事業 (地域活性化総合特区支援助利子補給金)
一般地域活性化事業	該当なし
地域による支援	(再生可能エネルギー関連) ①地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定。 豊田市再生可能エネルギー導入指針(平成24年～)
国との協議による規制緩和	該当なし

(4) あわじ環境未来島特区

対象地域	兵庫県、兵庫県洲本市、南あわじ市、淡路市
施行開始	2011年12月
概要	<p><目標>豊かな自然の中で暮らす人々が、自然との実りある関係を築きながら、資源、資金、仕事を分かち合い、支え合って、身の丈に合った幸せを実感できる社会、誇りの持てる美しい地域をつくる。そして、これを淡路島らしい固有の文化、価値として次世代に引き継ぎ、将来の長きにわたって持ちこたえさせる。そうした地域の姿を『生命つながる「持続する環境の島」』とし、その実現を目指す。</p> <p><期待される効果></p> <p>5年後の経済効果：501.5億円、5年後の新たな雇用：4472人</p>
特定地域活性化事業	<p>(再生可能エネルギー関連)</p> <p>①規模な土取り跡地等の未利用地を活用した太陽光発電所の整備(地域活性化総合特区支援助利子補給金)</p> <p>②事業所・家庭での太陽光発電の導入促進(地域活性化総合特区支援助利子補給金)</p>
一般地域活性化事業	<p>(再生可能エネルギー関連)</p> <p>①地域資源の価値を高める複合的なバイオマス利用(電気・熱・燃料)の実証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油利用のバイオマス燃料高質化による農機燃料・発電利用 ・ドライ&ウェット系資源の発電・液体化による貯蔵利用 <p>・地域資源の価値を高める複合的なバイオマス利用(電気・熱・燃料)のための計画策定</p> <p>②多様な主体の創意工夫を生かすエネルギー消費の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島・漁村における直流技術による自立分散エネルギーシステム技術の実証研究 ・分散型エネルギーインフラを用いた淡路市の活性化 ・未利用地の活用による住民参加型ソーラー発電事業調査 <p>③太陽熱発電とその排熱利用型バイナリー発電の高効率ハイブリッド実証</p> <p>④日本有数の潮流を活用した潮流発電の検討</p>
地域による支援	<p>(再生可能エネルギー関連)</p> <p>①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なエネルギー創出(ユビキタス・エネルギー)：地域資源の価値を高める複合的なバイオマス利用(電気・熱・燃料)の実証、事業所・家庭での太陽光発電の導入促進 ・住民参加型太陽光発電事業 ・多様な主体の創意工夫を生かすエネルギー消費の最適化 <p>②地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洲本市バイオマスタウン構想の策定(H18年度) ・洲本市地域新エネルギービジョン等の策定(H18年度～) ・エネルギーパーク洲本の設置(H22年度～) ・洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例の制定(H25年6月～) ・洲本市バイオマス産業都市構想の策定(H26年4月～) <p>③地方公共団体等における体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連組織の立ち上げ。 <p>④その他の地域の責任ある関与として講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい事業スキームによる太陽光発電の導入促進

	・下水汚泥のエネルギー化の検討
国との協議による規制緩和	①太陽光発電施設整備における工場立地法上の規制緩和 ②EVの充電器について、一の需要場所における複数の需給契約の可能化 ③太陽光発電施設に係る電気主任技術者の選定要件の緩和 ④太陽光発電施設の系統連携に係る迅速な手続の明文化

(5) 鳥取発次世代社会モデル創造特区

対象地域	鳥取県
施行開始	2012年7月
概要	<p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活者視点に立った鳥取発次世代社会モデルを適用し、地域の強みと住民のニーズを独自のビジネスモデル構築手法により結びつける取組を展開することで、新たな生活価値の実感が得られる新事業を創出する。 ・新たな生活価値に基づくサービス等の提供により、地域住民の「暮らしの豊かさ」に対する意識（満足度）の向上を図る。
特定地域活性化事業	<p>（再生可能エネルギー関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとりスマートライフ・プロジェクト（再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス）（地域活性化総合特区支援利子補給金）
一般地域活性化事業	なし
地域による支援	<p>（再生可能エネルギー関連）</p> <p>①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村小水力発電施設導入事業<鳥取県> <p>下蚊屋ダム地区をはじめ他2つのダム地区に小水力発電を整備（H25 予算 30,000 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時集落無停電サービス実現に向けた消費電力測定調査 <p>地域の電力消費量や消費パターンを把握するため、各地区全戸の消費電力測定調査を委託（H24～25 予算 9,676 千円）</p> <p>②地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定</p> <p>特になし</p> <p>③地方公共団体等における体制の強化</p> <p>特になし</p> <p>④その他の地域の責任ある関与として講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時集落無停電サービスの構築に向け、地域の電力消費量や消費パターンを把握するため、各地区全戸の消費電力測定調査を実施している（H24年11月～H25年10月）。
国との協議による規制緩和	なし

(6) ながさき海洋・環境産業拠点特区

対象地域	長崎県、長崎市、佐世保市、西海市
施行開始	2013年2月
概要	<p><目標></p> <p>エネルギー問題と海運における地球温暖化対策・環境対策について、基幹産業である造船業の技術力を活かすことにより、燃費性能に優れ、CO₂の排出が少ない高付加価値船・省エネ船の建造を促進するとともに、造船の技術とそこから派生する省エネ・環境技術を駆使することにより、広大な海域を県域に持つ海洋県としての地理的特性も活かしながら海洋・環境産業の振興を図ることにより、産業振興と環境保全・省エネ、エネルギー供給という我が国の経済社会課題の解決に貢献する「ながさき海洋・環境産業拠点形成」の実現を図り、地域経済の活性化を目標とする。</p>
特定地域活性化事業	なし
一般地域活性化事業	なし
地域による支援	<p>(再生可能エネルギー関連)</p> <p>①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置 補助金等。</p> <p>②地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定 企業立地促進法に基づく基本計画に指定している集積業種に対して、企業立地計画及び事業高度化計画の承認、それに伴う地方税の課税免除等の支援措置を実施</p> <p>③地方公共団体等における体制の強化</p> <p>【海洋エネルギー部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁内部局横断的に、海洋エネルギーワーキンググループを設置 ・長崎環境・エネルギー産業ネットワークとの連携 <p>④その他の地域の責任ある関与として講ずる措置</p> <p>政府が浮体式洋上風力や潮流など海洋再生可能エネルギーの実証フィールドの創設を行う日本版 EMEC (欧州海洋エネルギーセンター) の長崎県への誘致に向けた構想の策定経費等を、2012年度補正(予算額: 28,363千円)及び2013年度当初(予算額: 13,132千円)により計上。</p>
国との協議による規制緩和	該当なし

(7) 森林総合産業特区

対象地域	北海道上川郡下川町
施行開始	2011年12月
概要	<p><目標></p> <p>地域活性化のために、半世紀にわたり築いてきた森林資源のさらなる活用と基幹産業である林業・林産業の振興を図ることで、地域の持続的発展と地域内循環システムの構築をめざす。林業・林産業から発生する林地残材や端材などの未利用資源を木質バイオマスとして活用し、林業・林産業の収益を拡大するとともに、地域内のエネルギー自給を高める。総合的に森林総合産業を構築することで、林業・林産業の経済的自立を促し、地域の持続的発展を図るとともに、我が国の木材自給率の向上と持続的な森林管理モデルの普及に寄与する。また、アジア諸地域等に対して技術交流が可能な体制づくりを構築、国益増進の寄与をめざす。</p> <p><期待される効果> ・林業・林産業生産額：24億円(H23)→30億円(H27)</p> <p>・林業・林産業従事者数：270人(H23)→350人(H27)</p>
特定地域活性化事業	①木質バイオマスの生産（地域活性化総合特区支援利子補給金）
一般地域活性化事業	なし
地域による支援	<p>①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置 補助金等。（16項目と多数）</p> <p>②地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定 林業技術者に関する地域独自の資格制度の創設。</p> <p>③地方公共団体等における体制の強化</p> <p>・「環境未来都市推進本部」を新設、本部内に「森林総合産業推進課」と「環境未来都市推進課」を新設し推進体制を強化。地域経済団体、町外の有識者、町等からなる「しもかわ推進会議」と外部評価機関である「しもかわ評議委員会」を新設。</p> <p>④その他の地域の責任ある関与として講ずる措置</p> <p>町の最上位計画である下川町総合計画に、総合特区関連事業を位置付け。</p>
国との協議による規制緩和	<p>①欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入にともなう規制の緩和</p> <p>②業機械の搬送時における高さ制限</p> <p>③無登録の林業機械の公道走行</p> <p>③カタピラを有する林業機械の舗装道走行</p>

(8) たたらの里再生特区（中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦）

対象地域	島根県雲南市
施行開始	2012年12月
概要	<p><目標></p> <p>世界が直面する食料や環境・エネルギーの課題に対応し、国土の保全、水源涵養、景観形成、伝統文化の継承、コミュニティの持続等、中山間地域が抱える重要課題の解決を図るため、地域全体で里山を再生することを目標とする。</p>
特定地域活性化事業	<p>（再生可能エネルギー関連）</p> <p>①里山のエネルギー利用の推進（地域活性化総合特区支援利子補給金）</p> <p>※バイオマスエネルギー利用に係るシステムの構築を図るとともに、太陽光エネルギー利用、小水力発電の維持など再生可能エネルギーの創出について総合的に取組ため、指定金融機関が必要な資金を貸し付け。</p>
一般地域活性化事業	なし
地域による支援	<p>（再生可能エネルギー関連）</p> <p>①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置 （里山のエネルギー利用の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備事業（H16年度より措置） ・住宅太陽光発電機器導入補助事業（H16年度より措置） ・森林バイオマスエネルギー熱供給事業、市民参加型小規模林産収集システム運営事業（H23年度より措置） ・雲南市産木材利用促進助成事業（H23年度より措置） ・雲南市森林バイオマス推進事業補助制度（H25年度より措置予定） ・事業所用太陽光発電導入促進補助事業（H25年度より措置予定） <p>②地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲南市農業労働災害共済事業 ・農地つき空き家活用制度 <p>③地方公共団体等における体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲南市産業振興センター設立 ・雲南ブランド推進グループ設置 ・森林バイオマスグループ設置 ・たたらの里山再生雇用創造推進協議会 <p>④その他の地域の責任ある関与として講ずる措置</p> <p>「たたらの里山再生」に挑戦！！～自立型地域経済圏の確立に向けたふるさと産業の創出～に取り組む。</p>
国との協議による規制緩和	<p>①森林法第34条の当該保安林の指定施業要件に係る伐採の特例措置</p> <p>②農地法第3条第2項の農地取得に係る下限面積要件の緩和</p>

(9) 環境観光モデル都市づくり推進特区

対象地域	広島県
施行開始	2011年12月
概要	<p><目標></p> <p>地方都市に特有な工場・住宅等の近接、自動車依存といった実態を踏まえ、工場と家庭が一体となった地域完結型のエネルギーマネジメントを目指した地域を構築する。</p>
特定地域活性化事業	<p>(再生可能エネルギー関連)</p> <p>①地域内の最適なエネルギーマネジメント構築事業 (地域活性化総合特区支援利子補給金)</p> <p>②地域エネルギーバックアップシステム構築事業 (地域活性化総合特区支援利子補給金)</p>
一般地域活性化事業	<p>(再生可能エネルギー関連)</p> <p>①地域内の最適なエネルギーマネジメント構築事業</p> <p>②地域エネルギーバックアップシステム構築事業</p> <p>※太陽光発電電力の高効率利用、再生可能エネルギーの活用促進。</p>
地域による支援	<p>(再生可能エネルギー関連)</p> <p>①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福山市では太陽光エネルギーの導入を促進するため、平成22年度から太陽光発電等設置推進事業補助金を創設。 ・広島県では総合特別区域の指定を踏まえ、特区計画の事業評価・分析及び事業実施に係る経費の一部を支援できる新規事業を創設。 <p>②地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定</p> <p>なし</p> <p>③地方公共団体等における体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県総務局に総合特区計画プロジェクト・チームを設置、本指定を機に増員、庁内関係局との連携推進会議を設置。 <p>④その他の地域の責任ある関与として講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境観光モデル都市づくりに向けた趣旨に賛同する企業と「グリーンサステナブルパートナーシップ」を立ち上げる。 ・福山市が2012年1月经産省の「次世代エネルギーパーク」に認定。
国との協議による規制緩和	なし

(10) 次世代自動車・スマートエネルギー特区

対象地域	埼玉県さいたま市
施行開始	2012年6月
概要	<p><目標></p> <p>暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する「環境未来都市」の実現を目指す。</p> <p>※再生可能エネルギーでは太陽光の活用を掲げる。</p>
特定地域活性化事業	<p>(再生可能エネルギー関連)</p> <p>①ハイパーエネルギーステーションの普及(地域活性化総合特区支援利子補給金)</p> <p>※太陽光パネル等のエネルギー供給拠点を設置すると同時に、災害による停電時のバックアップ電源を備えた燃料供給インフラを整備。</p> <p>②スマートホーム・コミュニティの普及(地域活性化総合特区支援利子補給金)</p> <p>※太陽光発電等を活用したスマートホームコミュニティの構築。</p>
一般地域活性化事業	<p>(再生可能エネルギー関連)</p> <p>①スマートホーム・コミュニティの普及(先導的都市環境形成促進事業)</p> <p>※太陽光発電システム等を活用した地域エネルギーマネジメントシステムの構築。</p>
地域による支援	<p>(再生可能エネルギー関連)</p> <p>①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市ハイパーエネルギーステーション整備事業費補助金 ・さいたま市ハイパーエネルギーステーション S 整備事業費補助金等。 <p>②地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく用途地域の変更 <p>「エネルギー安定供給拠点」として地区計画を策定、事業者が目指すエネルギーステーションが建設できるように用途地域を変更。</p> <p>③地方公共団体等における体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市成長戦略環境技術産業の推進プロジェクトチーム設置等。 <p>④その他の地域の責任ある関与として講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と蓄電池、燃料電池、HEMS などを活用した「(仮称)さいたま市認証スマートホーム」の認証を設定、住宅メーカー・施工業者・住宅購入者のそれぞれにインセンティブを付与する「(仮称)さいたま市スマートホーム認証制度」を整備。
国との協議による規制緩和	なし